

大津市H A C C P 適合証明制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品等の製造等を行う工程が高度な衛生管理の基準（以下「H A C C P」という。）に適合することを証明することにより、市内で製造等される食品等の安全性の確保に寄与することを目的とする。

(申請)

第2条 H A C C Pに適合することの証明を受けようとする者（市内に所在する施設において食品等の製造等を行う者に限る。）は、大津市H A C C P 適合証明申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別表第1に掲げる事項を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を添付して、市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、施設ごとに別表第2に掲げる大分類の区分に応じて行うものとする。ただし、大分類の区分で行うことができないときは、必要に応じて中分類又は小分類の区分で行うことができるものとする。

(申請の取下げ)

第3条 前条第1項の申請をした者（以下「申請者」という。）は、当該申請を取り下げようとするときは、大津市H A C C P 適合証明申請取下げ届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(適合の証明)

第4条 市長は、第2条第1項の規定により申請書の提出があった場合において、確認書類及び現地確認等により、別表第1に掲げる事項を全て満たしていると認めるときは、当該申請者に対し、大津市H A C C P 適合証明書（様式第3号。以下「証明書」という。）を交付するものとする。

(公表)

第5条 市長は、前条の証明書を交付したときは、次に掲げる事項をホームページにおいて公表するものとする。

- (1) 証明書を交付した者の氏名又は名称
- (2) 証明書を交付した施設の名称及び所在地
- (3) 証明書を交付した食品等の分類
- (4) 証明書を交付した日

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。